

## 時津町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 長崎県 時津町

事 業 名 : 特定地域生活排水処理事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成16年度 (供用開始後20年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適用 (全部適用)
処理区域内人口密度	0.4人/ha(令和6年度)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処理区数・処理分区数	-		
処 理 場 数	-		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	-		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。


「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本料金:1,056円 従量料金: 0~10m <sup>3</sup> ⇒22円    11~30m <sup>3</sup> ⇒198円    31~50m <sup>3</sup> ⇒209円    51~100m <sup>3</sup> ⇒286円 101~300m <sup>3</sup> ⇒308円    301m <sup>3</sup> 以上⇒341円				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	-				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	-				
条 例 上 の 使 用 料 *2 ( 2 0 m <sup>3</sup> あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和4年度	3,256 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 ( 2 0 m <sup>3</sup> あ た り ) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和4年度	3,424 円
	令和5年度	3,256 円		令和5年度	2,382 円
	令和6年度	3,256 円		令和6年度	3,096 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1人(損益勘定職員1人、資本勘定職員0人) ※令和6年度
事業運営組織	 <pre> graph LR     A[建設水道部] --- B[上下水道課]     B --- C[総務係]     B --- D[水道係]     B --- E[下水道係]             </pre>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽の維持管理を民間事業者へ委託している。
	イ 指定管理者制度	現在は検討していないが、今後の経営状況を踏まえ、必要に応じ検討する。
	ウ PPP・PFI	現在は検討していないが、今後の経営状況を踏まえ、必要に応じ検討する。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	現在は検討していないが、今後の経営状況を踏まえ、必要に応じ検討する。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	現在は検討していないが、今後の経営状況を踏まえ、必要に応じ検討する。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。  
 \*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

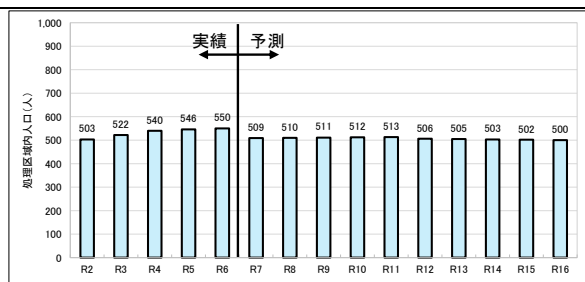
※添付した「経営比較分析表」を参照。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 処理区域内人口の予測

令和6年度末時点で行政人口28,995人に対し、処理区域内人口が550人がとなっており、行政人口の約2%が浄化槽による汚水処理を行っている。

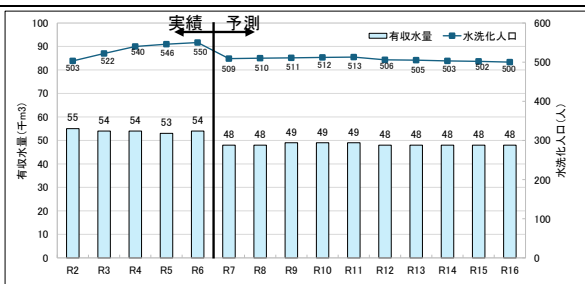
経営戦略策定期間までの処理区域内人口を右図に示す。処理区域内人口の将来予測値は、微減傾向であり、令和6年度実績から令和16年度予測を比較すると約10%減少する見込みである。



### (2) 有収水量の予測

将来における有収水量は、過年度実績から定めた有収水量原単位(95m<sup>3</sup>/人・年)と水酸化人口の積より算定した。

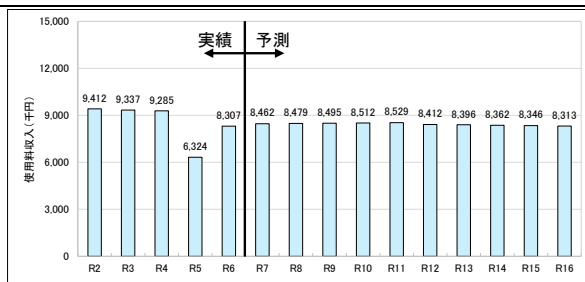
経営戦略策定期間までに有収水量を右図に示す。有収水量の将来予測値は、微減傾向であり、令和6年度実績から令和16年度予測を比較すると約11%減少する見込みである。



### (3) 使用料収入の見通し

将来における使用料収入は、過年度実績から定めた使用料単価(175円/m<sup>3</sup>)と有収水量の積より算定した。

経営戦略策定期間までに使用料収入を右図に示す。使用料収入の将来予測値は、横ばい傾向である。



### (4) 施設の見通し

今後も継続的に浄化槽整備を行う予定である。また、既存の浄化槽は、最も古いもので設置から20年が経過しているため、更新を検討する必要がある。

### (5) 組織の見通し

組織体制及び組織の人員は、現状維持の方針であるが、全国的に職員の高齢化や技術職員の不足が課題となっており、技術職員の確保や技術伝承・ノウハウの共有化を行うことが求められる。

## 3. 経営の基本方針

### <経営理念>

地方公営企業として自立する経営のもと、「良好な生活環境の確保」、「河川等公共用水域の水質保全」に取組み、町民が快適で衛生的な生活を送れるような街づくりを実現していく。

### <基本方針>

既整備浄化槽の維持管理と継続未整備地区の浄化槽設置に引き続き努め、町民に持続的な汚水処理サービスを提供していく。人口減少、節水意識の浸透及び節水型器具の普及等による汚水量の減少に伴う浄化槽使用料の伸びの鈍化を考慮し、可能な限り経費を削減する。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	個別処理区域内における未整備地区の浄化槽整備を引き続き進める。
-----	---------------------------------

未整備地区の浄化槽整備 : 約33,700千円(令和7年度～令和16年度)

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	○国助成:建設費の33% ○町助成:建設費の57% ⇒うち、54%を企業債、46%を町費 ○住民負担:建設費の10%
-----	---

○国助成:約11,100千円(令和7年度～令和16年度)

○町助成:約19,200千円(令和7年度～令和16年度)  
⇒うち、10,400千円を企業債、約8,800千円を町費

○住民負担:約3,400千円(令和7年度～令和16年度)

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○ 浄化槽の維持管理 <方針>直近の実績をもとに、物価上昇率を考慮して推計 <費用>約614,000千円(令和7年度～令和16年度(経営戦略策定期間))
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	現在は検討していないが、今後の経営状況を踏まえ、必要に応じて検討する。
投資の平準化に関する事項	現在は検討していないが、今後の経営状況を踏まえ、必要に応じて検討する。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在は検討していないが、今後の経営状況を踏まえ、必要に応じて検討する。
その他の取組	現在は検討していないが、今後の経営状況を踏まえ、必要に応じて検討する。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	特定地域生活排水処理事業単体では、計画期間内は収益的収支の赤字が継続しているが、公共下水道の処理区域外の地域に同等の行政サービスを提供する目的から、使用料体系を公共下水道事業と同様としている。使用料の見直しについては、公共下水道事業と連結した財務状況により判断すべきであることから、令和12年度の経営戦略の中間見直しの際に、併せて検討する。
資産活用による収入増加の取組について	現在は検討していないが、今後の経営状況を踏まえ、必要に応じて検討する。
その他の取組	本事業は、公共下水道の処理区域外の地域において、町設置の浄化槽により汚水の処理を行うことで、公共下水道事業を補完するものであるため、本事業で発生した欠損金については、公共下水道事業で発生する繰越利益剰余金等により補填するものとして、公共下水道事業と特定地域生活排水処理事業を連結した下水道事業会計において黒字となるよう経営を行う。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	浄化槽の維持管理を民間事業者へ委託しており、今後も継続する。
職員給与費に関する事項	職員の給与は、職員数が現状維持するとし、過年度実績を踏まえて設定している。
動力費に関する事項	該当なし。
薬品費に関する事項	該当なし。
修繕費に関する事項	主要な設備に対して適切な修繕を行うことで将来の更新時期まで設備を使用する。
委託費に関する事項	維持管理業務の委託について、業務内容の見直しや適正化、効率的な手法を必要に応じて検討する。
その他の取組	収支計画に対する今後の実績を踏まえ、必要に応じて検討する。

## 5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	<p>&lt;事後検証について&gt; 重要業績評価指標(KPI)を設定し、指標値の進捗管理を各年度末に実施する。</p> <p>&lt;改定について&gt; 定めた進捗管理結果をもとに判断を行い、必要に応じて中間の令和12年(5年後)に見直し(ローリング)を行う。</p>
-------------------------	---

原価計算表(浄化槽事業)

供用開始年月日 平成16年度

処理区域内人口 550人  
(令和6年度末)

計算期間 自 令和7年4月  
至 令和17年3月  
(10年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績 千円	投資・財政計画 計上額(A) 千円	公費負担分 (B) 千円	使用料対象収支 (A)-(B) 千円
使用料(X)	8,307	8,431		8,431
受託工事収益	0			0
その他	30	49		49
合計	8,337	8,480	0	8,480

支出の部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績 千円	投資・財政計画 計上額(A) 千円	公費負担分 (B) 千円	使用料対象収支 (A)-(B) 千円
職員給与費	9,386	9,386	0	9,386
修繕費	1,541	1,920	0	1,920
材料費	0	0	0	0
通信運搬費	244	257	0	257
委託料	7,203	7,597	0	7,597
その他	16,709	16,214	0	16,214
小計	35,083	35,374	0	35,374
資本費				
支払利息	1,121	808	808	0
減価償却費	7,711	8,144	8,144	0
企業債取扱諸費	0	0	0	0
小計	8,832	8,952	8,952	0
合計(Y)	43,915	44,326	8,952	35,374

資産維持費(Z)	
使用料対象経費(Y)+(Z)	35,374

$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 23.80$

<使用料水準についての説明>

維持管理費を使用料対象経費としており、本経営戦略期間の令和7年度～令和16年度は維持管理費の9割以上を使用料収入で賄える見込みである。  
一方、一般会計からの繰入金を将来減らすために、少なくとも5年に1回の頻度で経営モニタリング(使用料改定の必要性等)を行い、経費回収率の向上や資本費の一部を使用料対象経費とすることも検討していく。  
したがって、現段階では、資産維持費を使用料対象経費として計上していない。

- 1 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起償償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」(公益社団法人日本下水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

★経費回収率向上のためのロードマップ

項目		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
		(2025年)	(2026年)	(2027年)	(2028年)	(2029年)	(2030年)	(2031年)	(2032年)	(2033年)	(2034年)
経営戦略	計画期間										
	進捗管理										
	見直し										
	計画期間(見直し後)										
使用料改定の必要性に関する検討 <sup>※1</sup>											
実施計画	浄化槽整備										
業績指標	水洗化率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	経費回収率 <sup>※2</sup>	27%	26%	26%	26%	26%	25%	25%	25%	24%	24%

※1 経営状況のモニタリングを常時行い、業績指標の達成状況に応じて使用料改定を検討する。

※2 経費回収率は微減傾向となる見込みだが、本経営戦略期間において大きな変動はない。本町の浄化槽使用料金は、下水道使用料金と同様である。本経営戦略において、下水道事業は使用料改定を掲げないため、本事業も同様とする。